

## 令和5年度農林水産省補助事業

### 中国向け加工食品等製造等施設登録基準の周知・現地指導支援事業のご案内

令和5年6月14日

(令和5年12月13日更新)

一般財団法人新日本検定協会

食品営業グループ

この度弊会では、令和5年度農林水産省補助事業である輸出環境整備事業（輸出先国の規制に対応した加工食品等製造等支援事業）のうち「中国向け加工食品等製造等施設登録基準の周知・現地指導支援事業」を実施することになりました。

2022年1月、中国において「輸入食品海外製造企業登録管理規定（税関総署令第248号）（以下「新規定」という。）が施行され、中国向け食品等の製造等施設は中国政府が運用する国際貿易シングルウィンドウへ施設情報等の登録申請を行うことが求められるようになりました。特に日本政府が中国政府に登録推薦をすることが求められる品目（いわゆる7条品目）については、製造等施設が中国の食品安全法規に基づく衛生管理を適切に行っていることを示す資料の提出（ガイダンス附件4関連資料）が求められており、中国の食品安全法規とガイダンス附件4の要求事項の正確な理解が必要です。

本事業では、各種セミナー等の開催及び具体的な提出資料作成のための現地指導を行うことで、施設登録を目指す企業を支援し、中国向け食品輸出の促進、国際経済の発展に寄与することを目的としています。この機会に本事業を是非ご活用ください。

#### 記

#### 事業内容

##### 1. 中国向け加工食品等製造等施設登録に関するセミナー等事業

中国向け加工食品等製造等施設登録を希望する施設に対し、施設が対応すべき内容等を解説する各種セミナー・講習会・研修会を開催します。

##### 2. 中国向け加工食品等製造等施設登録に関する現地指導（コンサルティング）事業

中国向け加工食品等製造等施設登録を希望する施設に対し、施設が対応すべき内容について専門家による現地指導（コンサルティング）を行います。

#### 事業実施期間

令和6年3月15日まで

## 実施概要

### 1. セミナー等事業

#### ①中国向け加工食品等製造等施設登録基礎セミナー（現地開催/オンライン開催）

中国向け食品輸出を検討している製造等施設を対象として、「新规定」の規制内容、必要な手続き、対応すべき内容等を解説する入門編セミナーです。制度全体について理解を深めていただき、適切な施設登録ができるよう支援します。

#### ②実務担当者・管理者向け講習会（現地開催/オンライン開催）

日本政府による中国政府への施設登録が必要な品目（いわゆる新规定7条品目）の製造等施設では、日本政府への認定申請が必要です。認定申請のためには、新规定ガイダンス附件4で求められる中国の食品安全関連法規について実務担当者・管理者が適切に理解して対応することが求められています。

本講習会では新规定ガイダンス附件4において製造等施設に対応が求められている、管理者への中国法規、国家標準（GB）についての研修として、具体的な内容の解説、基準値、適合性の確認、認定申請資料の作成などについてより具体的に学んでいただくことを目的とします。

#### ③一般従業員向け研修会（オンライン開催のみ）

新规定7条品目の製造等施設は、新规定ガイダンス附件4において一般従事者に対しても中国食品安全関連法規等について研修を実施することが求められています。本研修会は中国食品安全関連法規等の研修を製造等施設が自ら行うことが困難な場合に利用していただくことを想定しています。食品製造に携わる方々に理解しておいていただきたい、基本的な食品衛生に関する内容の研修会です。

### セミナー等応募要領

(1) 実施期間：令和6年2月下旬まで（詳細な開催予定はスケジュール表をご参照ください）

(2) 開催場所（予定）：

①札幌、東京、岡山、名古屋、大阪、福岡及びオンライン

②札幌、東京、岡山、名古屋、大阪、福岡及びオンライン

③オンラインのみ

(3) 費用：

①中国向け加工食品等製造等施設登録基礎セミナー：無料

②実務担当者・管理者向け講習会：税込4,400円/1受講者

③一般従業員向け研修会（オンライン）：税込2,200円/1受講者

※②③については受講後、受講者に対し修了書を発行します。

(4) 応募方法：①②③それぞれに対応した申込書に必要事項をご記入の上、①については各開催日の前日まで、②③については各開催日の1週間前までに弊社食品営業グループ（sk-consult@shinken.or.jp）までメールにてお申込みください。申込み受付後、②③については請求書を発行します。受講日前日までに受講料を指定口座に振込んでください。振込手数料は受講者側でご負担ください。

## 2. 現地指導（コンサルティング）

新規定7条品目の製造等施設は、新規定ガイダンス附件4において求められる中国食品安全関連法規に基づいた衛生管理が適切に行われていることをセルフチェックし、そのエビデンスとなる資料を作成・添付して認定申請を行わなければなりません。本現地指導では、専門家を現地へ派遣し、具体的な要求事項の解説、セルフチェック及び資料作成等の指導・サポートを行うことで施設認定申請を支援します。また、現地指導実施後の追加サポートとして、要望に応じてオンラインによる追加指導（オフサイトコンサルティング）も行います。

### 現地指導応募要領

(1) 現地指導実施期間：令和6年3月10日まで（申込みは令和6年2月29日まで）

※補助金には上限があります。期間内でも上限に達した時点で受付を終了させていただきます。

(2) 現地指導派遣地域：国内全域

(3) 対象者及：新規定7条品目（水産物は除く）の製造等施設

(4) 指導回数：1施設あたり3回まで

(5) 現地指導の内容：

①新規定ガイダンス附件4の要求事項対応の指導

②認定申請資料の作成指導

(6) 費用（補助適用後の請求額）：

現地指導費：税込55,000円／1日 及び 現地までの旅費等の1/2

追加指導（オフサイトコンサルティング）費：税込16,500円／2時間程度

※現地指導を一度も受けていない施設は追加指導（オフサイトコンサルティング）をお受けできません。

※旅費等には、弊会国内旅費規程に基づき新横浜駅を起点とした交通費実費のほか、日当（2,000円／日、休日に出発の場合4,000円／日）、宿泊費（9,300円、宿泊を伴う出張の場合）を含みます。

(7) 応募方法：現地指導申込書に必要事項を記入の上、

弊会食品営業グループ（[sk-consult@shinken.or.jp](mailto:sk-consult@shinken.or.jp)）までメールにてお申込みください。

### 補助事業に関するお問い合わせ

一般財団法人新日本検定協会

食品営業グループ

横浜市港北区新横浜 2-12-13

TEL 045-534-7392（中国向け輸出専用回線）

Mail [sk-consult@shinken.or.jp](mailto:sk-consult@shinken.or.jp)

以上